

岡山理科大学 内部質保証システム

1. 内部質保証の方針

岡山理科大学は、建学の理念、「岡山理科大学ビジョン 2026」の実現に向け、全学レベル、学部・研究科レベルで作成した中期目標・中期計画（アクションプラン）を単年度の事業計画によってプロセス管理し、達成度及び成果を検証することで、改善・計画を自律的に機能させる恒常的・継続的なシステムとして内部質保証を推進する。

2. 内部質保証の推進体制

(1) 全学レベルの内部質保証を推進する組織

全学の内部質保証に責任を負う組織として、「全学評価・計画委員会」を設置する。

●全学評価・計画委員会の権限と役割

全学評価・計画委員会は、全学の方針並びに計画策定、計画の推進、自己点検・評価の実施及び改善計画の策定を行う。また、学部評価・計画委員会の評価・計画活動の調整及び支援を行う。

●全学評価・計画委員会の構成

全学評価・計画委員会は、学長を委員長とし、副学長、大学事務局長、及び局次長で構成する。また、全学の計画策定、推進、自己点検評価及び改善活動を実質的に担う組織として、全学評価・計画委員会の下に部会を置き、副学長及び事務局長を部会長とする。

なお、教育推進部会は教育推進機構、学生支援・国際化部会は学生支援機構、研究・社会連携部会は研究・社会連携機構を中心として関係部署で構成する。

部会	部会長	担当するアクションプラン
教育推進部会	副学長（教育）	I 教育の充実
学生支援・国際化部会	副学長（学生支援・国際交流）	II 学生支援の充実 IV 国際化
研究・社会連携部会	副学長（研究・社会連携）	III 研究の推進 V 社会連携・地域貢献
企画・質保証部会	副学長（企画・評価計画）	VI 大学運営と内部質保証 IX 新たな事業展開
大学運営部会	大学事務局長	VII 教育研究等環境 VIII 安定的な運営基盤の確立

(2) 学部（研究科）の評価・計画を担う組織

学部（研究科）の評価・計画を担う組織として、「学部評価・計画委員会」を設置する。

●学部評価・計画委員会の権限と役割

学部評価・計画委員会は、学部（研究科）における独自の中期計画・単年度事業計画及び全学の各部会から依頼された中期計画の推進を担い、自己点検・評価及び改善計画の策定を行う。

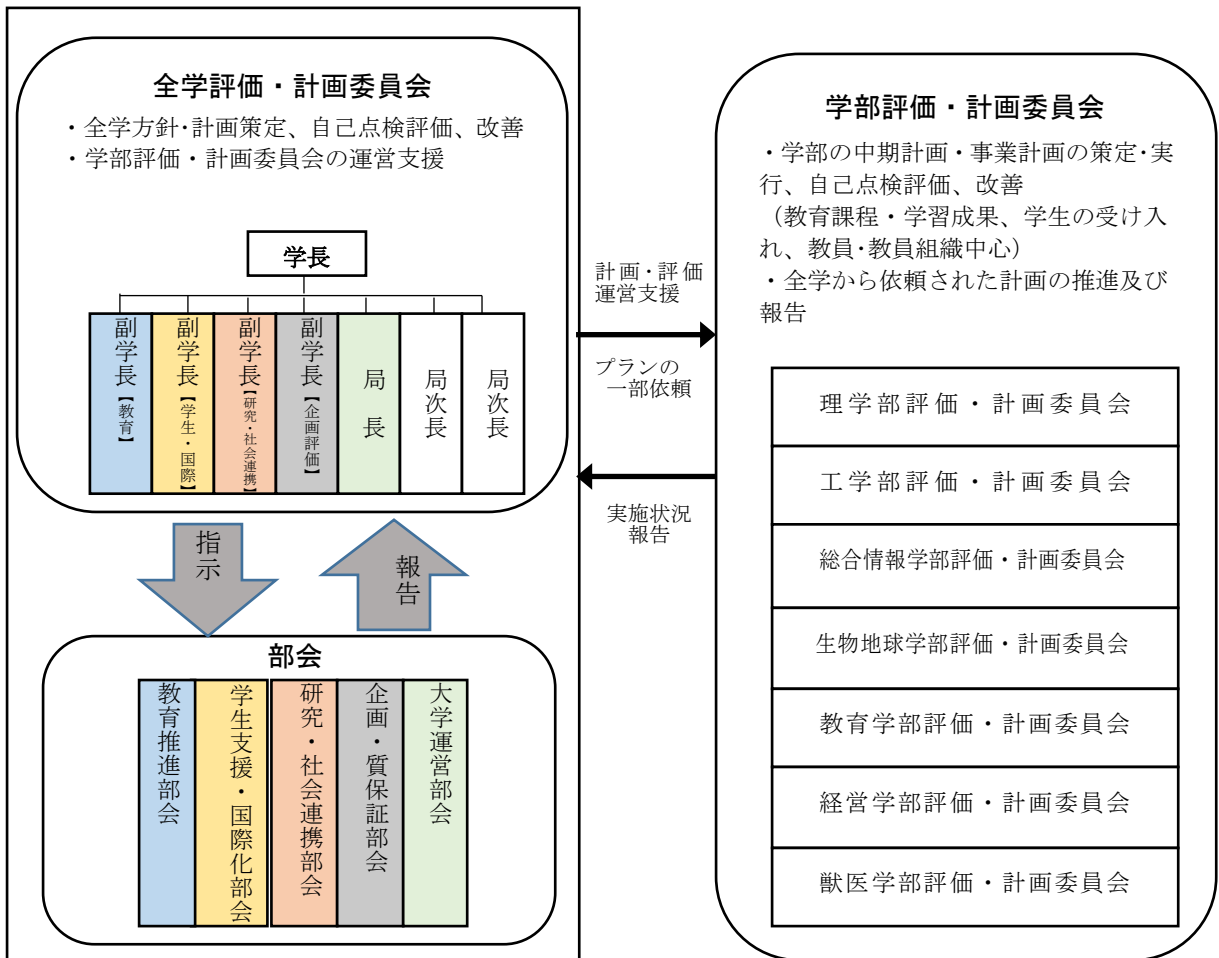
評価・計画委員会	委員長
理学部評価・計画委員会	理学部長（研究科長）
工学部評価・計画委員会	工学部長（研究科長）
総合情報学部評価・計画委員会	総合情報学部長（研究科長）
生物地球学部評価・計画委員会	生物地球学部長（研究科長）
教育学部評価・計画委員会	教育学部長
経営学部評価・計画委員会	経営学部長
獣医学部評価・計画委員会	獣医学部長

(3) 全学評価・計画委員会と学部評価・計画委員会の関係

全学評価・計画委員会は、全学レベルの内部質保証を推進する。アクションプランの計画・評価は、全学の部会が担うが、一部は学部（研究科）も担当する。このため、全学評価・計画委員会と学部評価・計画委員会は、相互に協働して全学アクションプランを遂行する関係である。

また、全学評価・計画委員会は、全学的な観点により、学部評価・計画委員会による学部（研究科）の計画策定、実行、自己点検評価・改善結果を踏まえ、全学の現状を総括し、将来に向けた方策を見定める。全学評価・計画委員会は、学部評価・計画委員会の運営支援を行う。

全学並びに学部（研究科）における計画やその進捗状況、自己点検・評価を共有し、質向上に向けた協議を行うことを目的とした「評価・計画委員会合同会議」を開催する。

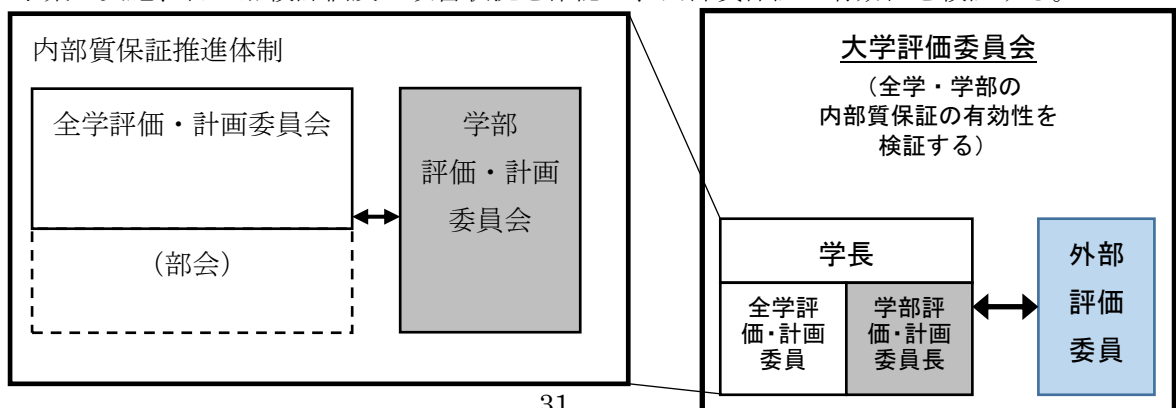


(4) 全学の内部質保証の有効性を検証する組織

本学の内部質保証の有効性、妥当性を客観的に検証するため、外部有識者と全学評価・計画委員会及び学部評価・計画委員会の長等で構成する「大学評価委員会」を設置する。

●大学評価委員会の役割

大学評価委員会は、全学評価・計画委員会及び学部評価・計画委員会による計画策定及び事業の実施、自己点検評価及び改善状況を確認し、内部質保証の有効性を検証する。



3. 内部質保証の手続き

(1) 全学評価・計画委員会

●P：計画策定

全学評価・計画委員会においては、「岡山理科大学ビジョン2026」を実現するため、事業の柱ごとに5ヶ年のアクションプラン（中期目標・中期計画）を策定する。

中期計画に掲げた取り組みの成果を検証するための指標としてKPIを設定し、達成状況を常に把握する。

計画の作成は、教育推進、学生支援・国際化、研究・社会連携、企画・質保証及び大学運営の各部会が担い、取りまとめた計画案を全学評価・計画委員会で検討する。

●D：事業の推進

全学評価・計画委員会委員が各部会の長となり、事業推進の責任を負う。これにより、アクションプランの推進体制を構築する。部会内では適切な役割分担のもと、事業の円滑な実行を促す。部会において年度の間中期に進捗状況を確認し、全学評価・計画委員会で共有する。

●C：達成度の評価

年度末に部会による事業の実施状況に関し自己点検評価を行い、全学評価・計画委員会において全学的な観点により課題を把握する。

●A：改善計画及び次年度計画の策定

自己点検評価に基づき、各部会は次年度に向けた改善事項を含めた次年度計画を作成し、全学評価・計画委員会で審議する。

以上の単年度におけるPDCAサイクルを継続し、さらに、中期計画期間中、3年目、完了年度の5年目においてKPIに基づき、中期計画の成果を検証し、次期アクションプラン策定を行う。

(2) 学部評価・計画委員会

●P：計画策定

各学部（研究科）評価・計画委員会においては、学部（研究科）独自の中期計画及び全学アクションプランと連動した中期計画を策定する。中期計画に掲げた取り組みの成果を検証するための指標としてKPIを設定し、達成状況を常に把握する。さらに5ヶ年の中期計画の進捗状況を管理するため各年度の事業計画を策定する。

●D：事業の推進

学部長を中心に単年度事業計画を推進する。中間期には事業の実施状況を全学評価・計画委員会に報告を行うことで、全学と連動した自律的な内部質保証を機能させる。

●C：達成度の評価

年度末に取り組みの実施状況及び成果について自己点検評価を行い、全学評価・計画委員会へ報告する。

●A：改善計画及び次年度計画の策定

自己点検評価結果により、改善計画及び次年度計画を作成する。

全学評価・計画委員会及び学部評価・計画委員長による、上記(1)、(2)の一連のプロセスを共有し、継続的な質向上のための協議を目的とした「評価・計画委員会合同会議」を開催する。

(3) 内部質保証の有効性の検証

内部質保証の有効性を客観的に検証するため、外部評価委員を含めた大学評価委員会を開催する。

(4) 情報公開

アクションプラン、当該年度の事業計画並びに自己点検・評価結果を公表し、社会への説明責任を果たす。